

## 越前市道路除排雪機械整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、道路除排雪機械の整備を行おうとする者に対し、予算の範囲内で越前市道路除排雪機械整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、除雪機械の保有数量の確保を図り、もって除雪体制における機械力を維持することを目的とする。

### (適用通則)

第2条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等については、越前市補助金等交付規則（平成17年越前市規則第50号。以下「交付規則」という。）の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において「除雪協力業者」とは、越前市と道路除排雪業務委託契約を締結し、市道の除排雪業務を行う事業者又は個人等をいう。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付決定を受けた場合において、第12条の規定により補助金の実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間、除雪協力業者として市道の除排雪業務を行うことのできる事業者又は個人等とする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者は、交付対象者としな

### (補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ホイールローダ（トラクタショベル）、ドーザ又はグレーダ（以下これらを「補助対象機械」という。）の購入費とする。

2 補助対象経費には、補助対象機械の本体及び付加仕様（機械本体の作業灯、タイヤチェーン等をいう。）の価格並びにこれらに係る消費税を含み、補助対象機械の登録料及び保険料等を含まない。

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助対象機械1台当たり300万円を上限とする。

4 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て

るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、購入する年度の4月30日までに、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入計画書（様式第2号）
- (2) 購入機械の見積書
- (3) 購入機械のカタログ又は写真等
- (4) 除排雪協力誓約書（様式第3号）
- (5) 更新対象機械の車検証（除雪機械を更新する場合）
- (6) 更新対象機械のレンタル契約書（除雪機械をレンタルから自社所有の除雪機械に更新する場合）
- (7) 市税の完納証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを速やかに審査し、補助金を交付すべきと認めたときは補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の順位)

第8条 補助金の交付決定は、次に掲げる者の順に行うものとする。

- (1) 除雪協力業者となったことがない者又は初回の道路除排雪業務委託契約を締結してから5年以内の除雪協力業者であって一度も補助金の交付を受けていないもの
- (2) 初回の道路除排雪業務委託契約を締結してから5年を超えた除雪協力業者であって一度も補助金の交付を受けていないもの

(3) 前2号に規定する除雪協力業者以外の除雪協力業者

2 前項各号に規定する交付決定の順位が同じ交付申請者が複数あり、かつ補助金交付申請額の合計が予算の範囲を超えた場合は、前項各号に規定する交付決定の順位が同じ交付申請者ごとに、付録に定める評点の合計の大きいものから順に、かつ予算の範囲内で選定し、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、算出された評点合計が同点のときは、抽選により、その優劣を決するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、交付申請者が次に掲げる場合に該当するときは、前2項に規定する交付順位によることなく、補助金の交付を決定することができる。

(1) 既存の除雪協力業者であり、その者が除排雪作業を行う除雪路線延長が、第6条の規定による補助金の交付申請を行った日の属する年度の前々年度から前年度にかけて著しく増加し、除排雪機械の増強を行わなければ除排雪作業に支障をきたすと認めるとき。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(道路除排雪業務委託契約の締結)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、第12条の規定により補助金の実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度から5年間、越前市と道路除排雪業務委託契約を締結し、除雪協力業者として市道の除排雪業務を行うものとする。

(計画変更等の承認)

第10条 交付決定者は、第6条第1号に規定する購入計画書の変更（交付決定額に変更を及ぼさない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付変更承認申請書（様式第5号）により、その旨を市長に申請し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを速やかに審査し、適正と認めたときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金交付変更承認決定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助対象機械の購入の廃止の届出)

第11条 交付決定者は、補助対象機械の購入を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象機械を購入したときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金完了実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、補助対象機械を購入した日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入報告書(様式第8号)
- (2) 補助対象機械の売買契約書の写し
- (3) 納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し
- (4) 竣工写真(附属品を装備し、前後側の三面から撮影したもの)
- (5) 補助対象機械の車検証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の完了実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、越前市道路除排雪機械整備費補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(譲渡の制限)

第15条 交付決定者は、補助金の完了実績報告書を提出した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過する日までの間は、補助対象機械を譲渡し、

交換し、又は廃棄することができないものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の目的に反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による補助金の返還金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号に該当するとき 全額
- (2) 前条第2号から第4号までに該当するとき 次の式により計算して得られた額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）  
$$\text{補助金額} \div 6 \times (6 - \text{補助金の完了実績報告書を提出した日の属する年度以降の6年度間における道路除排雪業務委託契約の締結年数})$$

(報告の徴収)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付に関し、交付決定者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。

(令和8年度における補助金の交付申請の特例)

3 令和8年度に限り、第6条中「4月30日」とあるのは、「5月15日」とする。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行し、同年4月1日申請分から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

付録（第8条関係）

(1) 平均除雪延長 L1による評点

$$200 \times L1 / (L1の最大値)$$

(2) 除雪延長 Lによる評点

$$200 \times L / (Lの最大値)$$

(3) 更新対象機械の製造年度から交付申請書が提出された日の属する年度までの年数（使用年数）による評点

$$200 \times (使用年数) / (使用年数の最大値)$$

ただし、自社レンタル更新の場合（交付申請者が、除排雪機械をレンタルから自社所有に更新する場合をいう。）は、評点を200とする。

(4) 道路除排雪業務委託契約の期間による評点

$200 \times (\text{契約期間}) / (\text{契約期間の最大値})$

契約期間は、平成17年度から交付申請書が提出された日の属する年度の前年度までの年数とする。

#### 備考

- 1 「L1」は、除排雪機械1台当たりの平均除雪延長（m）とし、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる式により算定した数値とする。
  - (1) 前年度と同じ台数で除雪する場合（更新）  $L/N$
  - (2) 前年度の台数 +  $\alpha$  台で除雪する場合（増強・新規）  $L/(N + \alpha)$
- 2 前項の「L」は、交付申請者の担当除雪延長に狭隘道路除雪事業（A路線）の除雪延長を加えた延長から、消雪施設設置延長を除いた延長（m）とする。
- 3 前項の「狭隘道路除雪事業（A路線）」は、越前市地域自治振興事業交付金算定基準要綱（平成20年4月1日越前市施行）別表第2に規定する狭隘道路除雪事業（A路線）をいう。
- 4 第1項の「N」は、交付申請書が提出された日の属する年度の前年度に締結した道路除排雪業務委託契約において、除雪協力業者が除排雪作業に用いた除排雪機械のうち、越前市が除雪協力業者へ固定費を支払った除排雪機械の台数に、貸与機械の台数を加えた数（台）とする。
- 5 前項の固定費は、道路除排雪業務委託において越前市が除雪協力業者へ支払う、除排雪機械の維持経費に相当する費用とする。
- 6 第4項の貸与機械とは、除雪協力業者が越前市から貸与を受けて使用している除排雪機械をいう。